

信用保証協会による資金繰り支援(条件変更改善型借換保証の拡充)

概要

目的

- 経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、前向きな金融支援を受けることが困難になった中小企業・小規模事業者等の支援が重要。
- 本事業では、当該事業者が行う既往の保証付き融資の新たな保証付き融資への借り換えに万全を期す。更に、今回新たに事業者が前向きな投資等を行うにあたって、新規資金を追加する場合は、据置期間を最大2年まで延長する。これにより、対象事業者の資金繰りを支援する。

保証条件

【保証期間】

- 15年以内（据置期間1年以内）
※但し、新規資金を追加する場合には、据置期間2年以内。

【計画策定等】

- 返済条件の緩和に至った経緯等の状況説明書を作成すること
- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定すること
- 策定した事業計画の進捗報告を行うこと

【保証料】

- 信用保証協会の所定料率

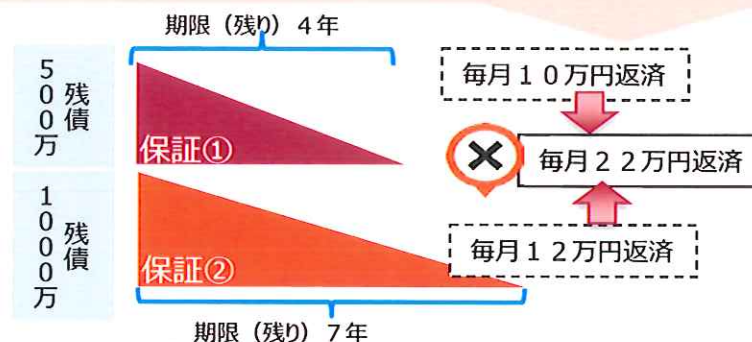
【保証割合】

- 責任共有制度の対象（8割保証）

事業イメージ

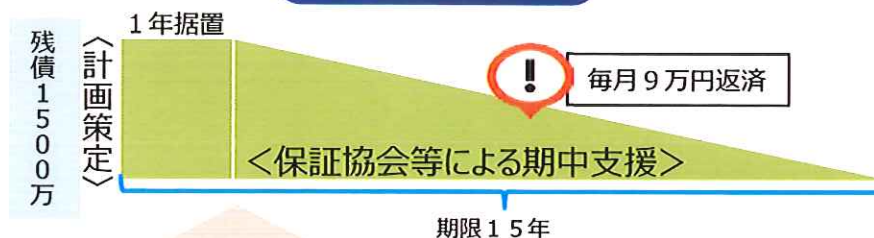
借換保証前

○返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え



一本化

借換保証後



- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の負担を軽減
- 事業計画を策定し、計画的に返済等の資金繰りを正常化

借換保証後（新規資金を入れた場合）



○ニューマネーを入れる場合、据置期間を最大2年に延長可能